

住宅確保要配慮者居住支援法人指定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、同制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）により、兵庫県知事（以下「知事」という。）に申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款（法第62条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行うことが確認できるもの）及び登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - (2) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - (3) 申請に係る意思決定を証する書類（定款等に則って意思決定されたことが確認できるもの）
 - (4) 支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類（様式第2号）
 - ア 支援業務の概要に関する事項（支援業務の内容、対象とする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合はその範囲及び対象区域）
 - イ 組織及び運営に関する事項（兵庫県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「指定基準」という。）第3条に関する事項）
 - (5) 役員の氏名及び略歴（うち、少なくとも一人は過去3年間支援業務に係る実績を有することが確認できるもの）を記載した書類
 - (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（申請年度から過去3年間の実績が確認できるもの）
 - (7) 指定申請者及びその役員が、指定基準第7条に適合している旨並びに第9条第2号の規定を遵守することを誓約する書類（様式第3号）
 - (8) 法第66条に基づき区分して経理する書類及び法第67条第1項に規定する帳簿の例となる書類
 - (9) その他住宅確保要配慮者居住支援法人の指定にあたって参考となる書類

(住宅確保要配慮者居住支援法人の指定)

第3条 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があった場合、申請者が法第59条第1項各号及び指定基準に適合していると認められるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人と

して指定できるものとし、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第4号）により、指定申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の指定の申請書提出があった場合、申請者が法第59条各号及び指定基準に適合していないと認められるときは、指定しないものとし、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第5号）により、指定申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 前条第1項の規定により指定された住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「指定支援法人」という。）が、法第61条第2項の規定により行う変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第6号）により行うものとする。

（債務保証業務の委託）

第5条 指定申請者又は指定支援法人（以下「指定申請者等」という。）は、法第63条に基づき、法第62条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、債務保証業務委託認可申請書（様式第7号）を知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、業務委託の内容が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務委託認可通知書（様式第8号）により、指定申請者等に通知するものとする。

3 知事は、第1項の業務委託の内容が、指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、債務保証業務委託の認可しない旨の通知書（様式第9号）により、指定申請者等に通知するものとする。

4 前各項の規定は、第2項により認可した内容を変更する場合にも適用する。ただし、この場合にあっては、指定申請者等を指定支援法人と読み替えるものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第6条 指定申請者等が債務保証業務を行う場合は、法第64条第1項第1号の規定に基づき債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、債務保証業務規程認可申請書（様式第10号）に添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、債務保証業務規程が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務規程認可通知書（様式第11号）により、指定申請者等に通知するものとする。

3 指定支援法人は、前項により認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第12号）に変更した債務保証業務規程

を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

- 4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した債務保証業務規程が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第13号）により、指定支援法人に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの債務保証業務規程が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ債務保証業務規程の認可しない旨の通知書（様式第14号）及び債務保証業務規程の変更認可しない旨の通知書（様式第15号）により、各々に通知するものとする。

（残置物処理等業務規程の認可）

第7条 指定申請者等が法第62条第5号による業務（以下「残置物処理等業務」という）を行う場合は、法第64条第1項第2号の規定に基づき残置物処理等業務に関する規程（以下「残置物処理等業務規程」という。）を定め、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第16号）に添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、残置物処理等業務規程が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第17号）により、指定申請者等に通知するものとする。
- 3 指定支援法人は、前項により認可を受けた残置物処理等業務規程を変更しようとするときは、残置物処理等業務規程変更認可申請書（様式第18号）に変更した残置物処理等業務規程を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した残置物処理等業務規程が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、残置物処理等業務規程変更認可通知書（様式第19号）により、指定支援法人に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの残置物処理等業務規程が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ残置物処理等業務規程の認可しない旨の通知書（様式第20号）及び残置物処理等業務規程の変更認可しない旨の通知書（様式第21号）により、各々に通知するものとする。

（事業計画等の認可）

第8条 指定支援法人は、法第65条第1項の規定に基づき、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第22号）に翌年度の支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、事業計画等が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等認可通知書（様式第23号）により、指定支援法人に通知するものとする。
- 3 指定支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第24号）に、変更した事業計画等を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した事業計画等が指定支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第25号）により、指定支援法人に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの事業計画等が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ支援業務事業計画等の認可しない旨の通知書（様式第26号）及び支援業務事業計画等の変更認可しない旨の通知書（様式第27号）により、指定支援法人に通知するものとする。
- 6 指定支援法人は、法第65条第2項に基づき、毎事業年度経過後3月以内に支援業務事業報告書等提出書（様式第28号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第9条 指定支援法人は、法第66条及び法第67条の規定に基づき、支援業務に関する事項で国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）に定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを帳簿に記載した支援業務に係る契約の終了の日から起算して5年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第10条 知事は、住宅確保要配慮者や地域住民等からの指定法人に対する通報や法令に基づく必要書類の未提出等、支援業務の公正かつ適確な実施に疑義が認められる時は、法第69条の規定に基づき、指定支援法人に対し、必要な報告を求めることができる。その場合、業務改善報告指示書（様式第29号）にて指定法人へ通知し、支援業務等状況報告書（様式第30号）により報告を求めることとする。

- 2 知事は、前項の文書による報告等において、なお、疑義等がある時は、職員をして、支援法人の事務所もしくは営業所の立入検査を行わせ、支援業務の状況及び帳簿、その他の書類等に関する質問を関係者に行わせることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(監督命令)

第11条 知事は、第10条に基づき行った立入検査等によって、指定基準等に適合しないと認められる状況があった場合、法第68条の規定に基づき、指定支援法人に対し監督上必要な命令を行うものとし、文書により、指定支援法人に対し、是正等を求める通知を行うものとする。

(指定の取消し等)

第12条 知事は、法第70条に基づき、指定支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第31号）により、指定支援法人に通知するものとする。

2 指定申請者等は、やむを得ない理由により法第59条の規定による指定又は指定の申請を辞退する場合は、予め知事と協議の上、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第32号）を提出するものとする。

(市町への意見聴取等)

第13条 知事は、第3条第1項に規定する指定をする場合、支援業務の対象となる区域の市町の長（以下「市町長」という。）へ意見を聴取することができる。

2 前項の意見聴取は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を添えて行うこととする。

3 指定申請者は、第1項の規定により知事が市町長に行う意見聴取に同意するとともに、市町長が意見書作成に必要と認める場合、市町長の調査等に協力をするものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成29年12月15日から施行する。

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

この要綱は令和5年3月1日から施行する。

この要綱は令和7年10月1日から施行する。